

事業場のみなさんへ

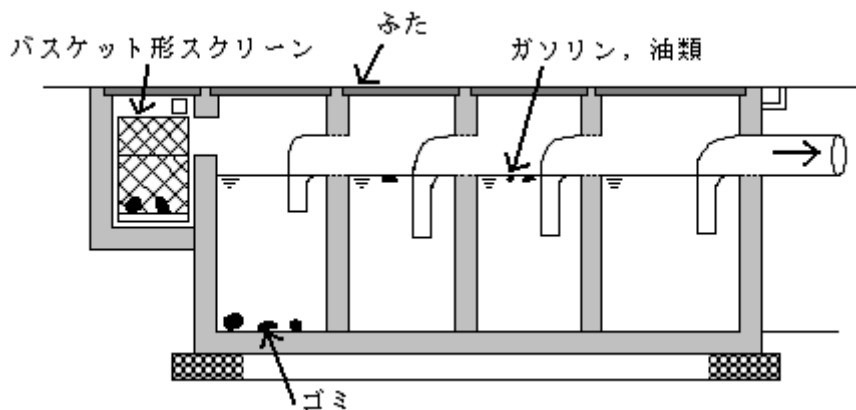
大雨による浸水から街を守り、海や川をきれいにし、快適な生活環境を実現すること、それが下水道の役割です。

ところが、事業場等から汚染度の高い排水や重金属などの有害な物質を含んだ下水が下水道へ排除されると、管きょ等の下水道施設に損傷を与えたり終末処理場の浄化能力を低下させたりする恐れがあります。

このため下水道法及び高松市下水道条例では、事業場等からの下水に対して水質基準を定めています。この水質基準を超える下水は流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、排水設備の設置等により基準内にしてから下水道に流すよう定められています。

なお、設置された排水設備の機能を十分発揮するためには、排水設備の適正な維持管理を行う必要があります。

オイル阻集器は給油場等ガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集機の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する役割があります。オイル阻集器は決められた周期で清掃を行ってください。(廃油や汚泥は産廃として処理してください。)



下水を流したことにより公共下水道の施設を損傷した場合は、その改修工事に要する費用の一部又は全部を負担してもらう場合があります。排水設備の適正な維持管理、廃液の回収など適切に行い、下水の水質基準を遵守してください。

高松市都市整備局下水道部